

「預金保険法の一部を改正する法律」の概要 〔参考 V〕

(住専債権に係る二次損失の処理等)

- 整理回収機構（RCC）による住専債権の回収については、平成 23 年 12 月を目途に完了するものとされている。したがって、
 - (1) 住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理
 - (2) 住専債権の回収を行っている RCC の今後の在り方についての整理が必要となる。

(1) 住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理

① 二次損失の処理

イ 平成 8 年の閣議了解及び住専処理法に即し、政府・民間金融機関が 2 分の 1 ずつ負担。

〔平成 23 年 12 月時点の二次損失の見込みは 1.4 兆円。
⇒政府・民間それぞれ 0.7 兆円。〕

ロ 政府負担分は、以下の資金を活用し、新たな財政措置を回避。

i) RCC の回収努力の成果である

a. 住専債権の簿価超回収益 等

b. RCC の他勘定の利益 法

ii) 民間が設立した基金（新金融安定化基金）の運用益

ハ 民間負担分は、住専処理法の枠内で行われた民間内の調整を尊重。

⇒金融安定化拠出基金の運用益、同基金から RCC への出資相当額、預金保険機構一般勘定からの繰入れにより対応。

② 残存債権の処理

基本的には売却処分。但し、善良な借り手に配慮するとともに、悪質な債務者に対して厳正な回収を継続するため、一部債権は売却せず RCC の他勘定へ移管（継続保有・回収）。法

(2) RCC の今後の在り方

① 破綻金融機関からの不良債権の買取・回収（継続）を中核とし、公的に求められる代替困難な機能に整理。（民間サービサー業務は廃止）

② 破綻処理の円滑化のため、承継銀行機能を付与。法

③ 民間金融機関の保有する反社等債権の買取・回収機能を付与。法

(3) その他の措置

① 破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備。法

② 預金保険機構の役員の任期が満了しても、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う旨の規定整備。法

